

第3回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成22年7月5日（月）
午後1時から3時まで（予定）
場所：職員会館かもがわ 2階 会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告

- 返還事務の取組状況について
- 住民監査請求の結果及び住民訴訟への応訴について

(2) 意見聴取

- 履行期限経過後の返還債務の履行請求の進め方について
- 延滞利子の見直しについて
- 所在不明等の特別な事情による返還猶予の取扱いについて

(3) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金返還事務の取組状況（平成22年5月末日現在）（資料1）
- ・ 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第2条第1項第4号に規定する「生活保護法の規定による保護の基準に基づき算定した年額」の算定方法について（資料2）
- ・ 住民監査請求及び住民訴訟について（資料3）
- ・ 履行期限経過後の返還債務の履行請求の進め方について（案）（資料4）
- ・ 延滞利子の見直しについて（案）（資料5）
- ・ 所在不明等の特別な事情による返還猶予の取扱いについて（案）（資料6）
- ・ 第2回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について（資料7）
- ・ 第2回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録（資料8）

奨学金返還事務の取組状況（平成22年5月末日現在）

1 お詫びと説明の取組状況

	総数	お詫びと説明の取組状況		所在不明等
		文書到達	面談済み	
借受者 (総数に占める割合)	1,404 人	1,390 人 (99.0%)	1,390 人 (99.0%)	14 人 (1.0%)
対象世帯 (総数に占める割合)	958 世帯	945 世帯 (98.6%)	945 世帯 (98.6%)	13 世帯 (1.4%)

2 返還に関する手続の状況

借受者総数	手続の状況			
	免除申請書 受理	返還に理解 を得た	拒否	今年度は 手続不要
1,404 人 (100%)	1,073 人 (76.4%)	75 人 (5.3%)	38 人 (2.7%)	111 人 (7.9%)

3 免除、猶予及び返還請求の状況

年度	A 要対応件数	B 猶予	C 免除	A-B-C		
				返還請求	収入	未収入
19・20	2,054 件 (100%)	69 件 (3.4%)	1,792 件 (87.2%)	193 件 (9.4%)	44 件 (2.1%)	149 件 (7.3%)
	162,911 千円	5,516 千円	143,435 千円	13,959 千円	1,604 千円	12,354 千円
21	1,541 件 (100%)	69 件 (4.5%)	1,077 件 (69.8%)	395 件 (25.6%)	46 件 (3.0%)	349 件 (22.6%)
	120,508 千円	3,097 千円	82,403 千円	35,007 千円	8,243 千円	26,763 千円

※ 19・20年度分は、15年度以前に貸与した分に限る。

※ 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件、19・20年度返還分はそれぞれ1件としてカウントしている。

※ 収入率（収入÷返還請求）は、19・20年度で22.8%、21年度で11.6%である（件数ベース）。

4 履行期限の延長の状況

- ・ 所得が基準以下のため 13 件（11 人）
- ・ その他特別な事情等 0 件

5 手続をしていただけない借受者の反応等

奨学金の返還も免除申請等の手続もされない借受者等からの主な反応やその他の意見等には、以下のようなものがみられる。

○ 奨学金の返還も免除申請等の手続も拒否されるケース

- ・ 「何度も連絡してくるな。」
- ・ 「京都市から追加の提案はないのか。ないならば話す必要はない。」
- ・ 「時間や経費の無駄。もっと別のことをすべき。」
- ・ 「制度変更になんて納得していない。」
- ・ 「逃げも隠れもしない。納付書でも督促状でも送ってくればいい。」
- ・ 「まずは全体説明会を開催すべき。」
- ・ 「誤った制度を押し進めてきた当時の京都市の幹部に責任はないのか。」
- ・ 「京都市が説明に来るときは、同席者（反対する会メンバー）を伴う。」

その他、応対はされても説明を聞いていただけないケース、説明に対して反応していただけないケースなど

○ 返還免除基準に該当するのに申請されないケース

- ・ 「納得できないうちは、手続できない。」
- ・ 「家族に相談したが、話を聞いてもらえない。」
- ・ 「もう少し待つてほしい。」
- ・ 「検討中である。」

などの応答がありそのまま手続されないケース、何度訪問しても手紙を届けても連絡していただけないケースなど

○ その他の意見等

- ・ 「奨学金のおかげで大学に進学できた。」
- ・ 「返還するのが本来あるべき姿だと思う。」
- ・ 「貸与時に返還しなくてもいいとの説明を聞いていたが、そんな制度はおかしいと思っていた。返還を求められるときが来ると思っていた。」
- ・ 「奨学金の返済や免除申請を行った者と反対している者との間に、公平性の確保を図るべきである。」
- ・ 「免除申請をしたが、制度変更になんて納得していないから、本当は出したくなかった。」

(平成21年6月23日人権文化推進担当部長決定)

(最終改正 平成22年4月1日)

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則
第2条第1項第4号に規定する「生活保護法の規定による保護の基準に基づき算定した年額」の算定方法について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項第4号に規定する「生活保護法の規定による保護の基準に基づき算定した年額」は、次の表に掲げるところによる。

◎ 生活扶助基準

年齢基準	
年齢区分	基準額
0歳から 2歳まで	250,800円
3歳から 5歳まで	316,200円
6歳から11歳まで	408,840円
12歳から19歳まで	504,960円
20歳から40歳まで	483,240円
41歳から59歳まで	458,160円
60歳から69歳まで	433,200円
70歳以上	388,080円

世帯人数基準	
世帯人数	金額
1人	550,790円
2人	625,200円
3人	705,870円
4人	745,690円
5人以上1人を増すごとに 加算する額	20,460円

○ 加算関係

母子加算	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の1人目	279,120円
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の2人目	22,080円
	18歳未満の児童・20歳未満の障害者の3人目（1人増毎）	11,280円

障害者	身体障害者手帳1級・2級, 国民年金(障害基礎年金)1級, 特別児童扶養手当1級, 精神障害者保健福祉手帳1級, 療育手帳A	322,200円
	身体障害者手帳3級, 国民年金(障害基礎年金)2級, 特別児童扶養手当2級, 精神障害者保健福祉手帳2級, 療育手帳B	214,680円
児童養育	中学校修了前の児童	156,000円
在宅患者	栄養補給必要な在宅患者	159,480円
放射線障害者	重度の被爆等障害者	511,920円
	軽度の被爆等障害者	255,960円
介護保険料	第1号被保険者	納付すべき額

◎ 住宅扶助基準

世帯人数	基準額
1人	510,000円
2人から6人まで	660,000円
7人以上	792,000円

◎ 教育扶助基準

		金額
基準額	小学生	33,240円
	中学生	59,040円
教材代・交通費・校外活動参加費		実費算定
学校給食費	小学生	47,300円
	中学生	47,300円
学習支援費	小学生	30,720円
	中学生	51,960円

附 則

この算定方法は、決定の日から実施する。(決定の日は、平成21年6月23日)

附 則

この算定方法は、平成21年12月16日から実施し、当該実施の日までに受理した申請に対しても適用することができる。

附 則

この算定方法は、平成22年4月1日から実施し、当該実施の日までに受理した申請に対しても適用することができる。

住民監査請求及び住民訴訟について

1 住民監査請求

(1) 監査請求の内容（平成22年3月5日付け）

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項に基づく地域改善対策奨学金等の返還免除（平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務のうち平成19年度分の返還債務）に関し、①市長が条例案を提案したこと、②市会議員が条例案に賛成し、これを可決成立させたこと、③市長が条例を公布したこと、④文化市民局人権文化推進担当部長が条例に基づき上記の免除を決定したことに対し、返還免除は、市の財政を著しく損なうもので違法であるから、返還免除を決定した職員、条例案に賛成した市会議員及び条例を提案・公布した市長に対し、損害賠償請求等の措置を採るよう求めたものである。

(2) 監査結果の内容（平成22年3月23日付け）

ア 監査結果

請求棄却・一部却下

イ 一部却下理由

請求の対象とされた①市長の条例提案行為、②市会議員の条例可決行為、③市長の条例公布行為は、いずれも住民監査請求の対象となる財務会計行為に当たらない。

ウ 棄却理由

請求の対象とされた④返還免除決定については、平成21年9月18日付け住民監査請求による監査の結果（条例第3条第1項については、その内容に著しく合理性を欠き、そのために財務会計行為の適正確保の見地から看過し得ない違法があるとは認められず、返還免除決定には違法不当事由は見出せない。）に基づき、違法又は不当であるとは認められない。

2 住民訴訟

(1) 訴状の内容（平成22年4月27日付け）

ア 請求の趣旨

被告（京都市長 門川大作（機関としての京都市長））は、門川大作（個人としての門川市長）に対して、金2億500万4,585円及び遅延損害金を支払うよう請求しなければならない。

イ 請求の原因

平成21年3月26日に、京都市文化市民局人権文化推進担当部長は、地域改善対策奨学金等の平成19年度返還分、2億500万4,585円（平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務）の返還を免除した。一律無審査で返還債務を免除することは、裁量権逸脱で違法であり、門川（個人としての門川市長）は、違法な債務免除の決定を阻止すべき監督義務違反により賠償義務を負担する。

(2) 応訴の方針

条例第3条第1項の規定に基づき適法に行った免除決定について、門川（個人としての門川市長）が責任を問われるべき点はないため、原告の請求の棄却を求める。

(3) 日程

第1回口頭弁論期日 平成22年6月24日（木）午後4時

第2回口頭弁論期日 平成22年9月9日（木）午後1時10分（予定）

履行期限経過後の返還債務の履行請求の進め方について（案）

1 基本的な考え方

- 「総点検委員会」中間報告において「京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行う」ことを強く求められていることを踏まえ、そのための最大限の努力をする。
- 履行期限が経過しても返還金が納入されないときは、督促・催告を的確に行っていく必要があるが、同時に、できる限り自主的な返還がなされるよう誠意をもって相談・指導を行っていく。

その後も、粘り強く納入の相談・指導を行ったうえで、それでもなお資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じていただけない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、法的措置を採ることを検討する。その際、あらかじめ監理委員会の意見を聴く（第2回「監理委員会」了解事項「2(2)奨学金の返還に応じていただけない場合の対応について」参照）。

2 具体的な進め方（案）

「1 基本的な考え方」を踏まえ、履行期限経過後の返還債務の履行請求は、具体的には、以下のとおり進めていく。

(1) 面談による納入の依頼

履行期限の経過後、督促状に指定した期限の経過後及び催告書に指定した期限の経過後、奨学金の返還が履行されていないときは、原則として面談のうえ納入の依頼を行う。

・・・参照 別紙1 「督促・催告・訴訟手続の流れ（案）」
別紙2 「平成22年度以降のスケジュール（案）」

(2) 分納の取扱い等

(1)と同時に、借受者の状況を踏まえ、履行期限未到来分に関する免除・猶予・履行期限の延長の相談も併せて行い、また、滞納金を一度に支払うことが困難なために分納の申出があった場合は、以下のとおり対応する。

- 原則として、滞納金を1年につき少なくとも貸与総額の20分の1ずつ返還していく計画であれば認めることとする。
- ただし、奨学金の現年度返還分が返還免除となった場合は、最長で5年以内(次の返還免除申請時期まで)に完納する計画であれば認める。
- 不履行(2回以上)の場合、滞納となっている奨学金の一括返還を求めることができるものとする。
- 一括返還を求めた場合、再度の分納は、特別な理由(家族の入院による緊急かつ臨時の支出の発生等)がない限り、原則として認めない。

(3) 本人に対する連絡

連絡対象者(主に借受者の父母)に説明しても、返還に応じていただけない場合、本人が承知しておらず、旧同和地区外に新しい家庭を築いているときなどであっても、本人の権利保護の観点から、本人への説明と意思確認を依頼するなど、十分に配慮したうえで、最終的には借受者本人へ連絡をとることとなることを伝える。

(4) 保証人に対する請求

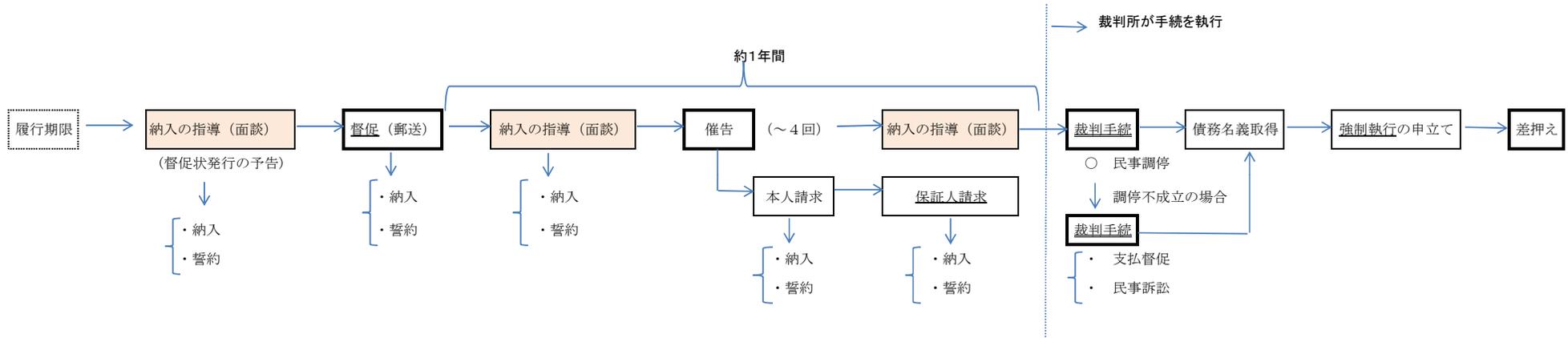
借受者本人に請求するほか、保証人に対しても、奨学金の返還を請求する。

(5) 裁判手続等の検討

督促状の指定期限後約1年間かけて上記のように取り組み、それでも返還に応じていただけない場合には、裁判手続等について具体的に検討する。まずは、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。

督促・催告・裁判手続の流れ(案)

- ・ 地方自治体の債権管理については、地方自治法施行令第171条及び第171条の2の規定により、督促及び強制執行等をしなければならないこととされている。
- ・ 奨学金の返還請求債権は、契約に基づく債権であり、強制徴収することができない、いわゆる私債権であるため、民事上の手続による以外に強制執行はできないものである。
- ・ 部分については、「十分な説明を尽くす」ために、特に配慮して対応する部分である。
- ・ 部分については、法令で求められている措置である。



【参考】税，社会保険料等の一般的な徴収手続

- ・ 国税徴収法の規定により、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに滞納者が完納しないときは、財産を差し押えなければならないこととされている。
- ・ 行政庁がすべての手続を執行する（自力執行）。



平成22年度以降のスケジュール（案）

	① 過払金の返納	19・20年度返還分 (15年度以前貸与)	21年度返還分	22年度返還分
	② 19年度返還分 (16年度以降貸与)			
	③ 20年度返還分 (16年度以降貸与)			
(履行期限)	① 奨学金の交付日 ② 平成20年9月30日 ③ 平成21年9月30日	平成22年3月31日	平成22年9月30日	平成23年9月30日
平成22年3月	督促 ※	【履行期限到来】		
4月			納入通知書の発行 (新年度調定分)	
5月				
6月				免除申請手続等の案内
7月	催告①	督促		
8月			申請締切日のお知らせ	
9月			【履行期限到来】	
10月				納入通知書の発行
11月				
12月	催告②	催告①	督促	
平成23年1月				
2月				
3月	催告③	催告②	催告①	
4月				納入通知書の発行 (新年度調定分)
5月				
6月	裁判手続	催告③	催告②	
7月				
8月				申請締切日のお知らせ
9月		催告④	催告③	【履行期限到来】
10月				
11月				
12月		裁判手続	催告④	督促
平成24年1月				
2月				
3月			裁判手続	催告①

※ 督促の結果（発行日：3月1日，指定期限：3月31日）

督促状を発行した対象者38人のうち21人（55.3%）については，納入を確認し，又は納入の意思を確認することができた（納入済み6人，誓約7人，相談継続8人）。拒否者は1人である。

延滞利子の見直しについて（案）

奨学金等の借受者は、正当な理由なく、返還すべき日までに奨学金等を返還しなかったときは、延滞利子を支払わなければならないこととなっている（京都市地域改善対策奨学金貸与規則第13条第1項、京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第13条第1項）。

この延滞利子の利率は、年14.5%と規定されているが、第2回奨学金等返還事務監視委員会（平成22年2月2日開催）において、委員会から、利率を引き下げる方向で見直すよう、意見をいただいたところである。

そこで、延滞利子の取扱いを次のとおり見直すものである。

1 趣旨

地域改善対策奨学金貸与規則や地域改善対策就学奨励金貸与要綱を制定した当時から現在までの社会経済状況の変化も踏まえ、延滞利子の利率の引下げ等の改正を行うものである。

2 概要

(1) 延滞利子の利率を原則として年利5%とする。

- 奨学金の延滞利子の法的意味は、履行遅滞に係る遅延損害金である。民法上、債務の履行遅滞に係る遅延損害金は約定がない限り法定利率の5%とされている。奨学金の返還債務についても、原則として、一般の債権債務の場合と同等に扱うこととするものである。
- 延滞利子の請求は、履行期限内に返還されている借受者との公平性を確保するためであり、利率をことさら高く設定すべき理由はない。また、奨学金等の返還については、京都市が従来制度を借受者にとって一方的に不利益に変更した経過があるので、借受者に対して丁寧に説明を尽くすことにより理解が得られるよう努力をすべきであり、高額な延滞利子を請求することによって履行を促すのは妥当ではない。
- 貸与規則や貸与要綱の制定当時から社会経済状況の変化を踏まえれば、延滞利子の利率を5%としても、現時点においては決して低いとはいえない。
- しかし、法定利率よりも低い利率を設定することは、市民から、新たな「特別扱い」との誤解を招くおそれもあるため、現時点では行うべきではない。

(2) 履行期限経過後6箇月間は、延滞利子の利率は通常半分の（年利2.5%）とする。

- 税や社会保険料の場合も、一定の期間は、延滞金の利率を半分に設定しているが、その趣旨は、延滞期間が比較的短期である場合は、ペナルティを課す必要性が低いためと考えられる。奨学金等についても、一定の期間内に、奨学金等の自主的な返

還について借受者の理解が得られるようであれば、延滞利子を請求する必要性は低いと判断できる。

(3) 督促状に指定した期限までに完納されたときは延滞利子は請求しない。

- 奨学金の返還請求に当たっては、履行期限までに履行されないときは、期限を指定して督促する必要がある（地方自治法施行令第171条）。この指定期限までに返還に応じていただけた場合は、延滞利子を請求する必要性は低いと判断できる。

(4) 延滞利子の算定に当たっては、端数処理を行う。

- 借受者の負担の軽減及び事務の簡素化の観点から、税や社会保険料の場合に倣い、延滞利子の算定に当たっては、以下のとおり端数処理等を行う。
 - ・ 延滞利子を計算するに当たり、返還すべき額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
 - ・ 計算した金額が1,000円未満であるときは、延滞利子は、徴収しない。
 - ・ 延滞利子の金額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(5) 延滞期間の起算日は、返還方法にかかわらず同一の日とする。

延滞利子は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて計算することとなっているので、年賦、半年賦又は月賦のいずれの返還方法を選択するかによって、延滞期間の起算日が異なることとなる。しかし、返還日が同じ場合は、延滞利子も同じ額とするのが公平な取扱いと考えられるので、いずれの返還方法を選択した場合でも、延滞期間の起算日は、年賦の場合の履行期限に統一することとする。

3 実施時期

既に履行期限を経過しても返還していただけていない分を含め、今後の延滞利子の請求に当たっては、改正後の規定を適用する。

(参考)

① 延滞金等に係る年利

14.6% ※	国税・地方税・厚生年金保険料・国民年金保険料・健康保険料などの延滞金，消費者契約法に定める遅延損害金（遅延利息）の上限
14.5%	奨学金のほか，普通財産の貸付料の延滞料や道路法に基づく道路占用料の延滞金など（京都市）
10.95%	京都市国民健康保険，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく補助金等の返還金の延滞金，奨学金（広島市，福岡市，兵庫県）
10.75%	奨学金（大阪市，京都府，大阪府，滋賀県，和歌山県）
10%	奨学金（神戸市），日本学生支援機構
5%	法定利率，国の債権の管理等に関する法律に基づく延納利息（財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率）

※ ただし，次の期間は，14.6%ではなく，7.3%と「日本銀行が定める基準割引率+4%（平成22年は4.3%）」のいずれか低い割合である。

{	国税：納期限の翌日から2月を経過する日まで
	地方税：納期限の翌日から1月を経過する日まで
	厚生年金，国民年金，健康保険：納期限の翌日から3月を経過する日まで

② 基準割引率及び基準貸付利率（従来「公定歩合」として掲載されていたもの）並びに長期プライムレートの推移（日本銀行のホームページから抜粋して転載）

	基準割引率及び基準貸付利率（従来「公定歩合」として掲載されていたもの）	長期プライムレート
昭和58年3月 （奨学金貸与規則制定時）	5.50% 又は5.75%	8.4%
昭和62年12月 （就学奨励金貸与要綱制定時）	2.50% 又は2.75%	5.7%
平成22年6月	0.30%	1.45%

(参考)延滞利子のシミュレーション

(現行) 年利14.5%

返還すべき金額 (円)	30日延滞した場合の延滞利子 (円)	100日延滞した場合の延滞利子 (円)	365日延滞した場合の延滞利子 (円)	延滞利子が1,000円を超えるのに要する日数 (日)
5,000	59	198	543	504
10,000	119	397	1,450	252
20,000	238	794	2,900	126
30,000	357	1,191	4,350	84
50,000	595	1,986	7,250	51
100,000	1,191	3,972	14,500	26
200,000	2,383	7,945	29,000	13
300,000	3,575	11,917	43,500	9

(見直し案) 年利5%(6箇月間は2.5%)とし、端数処理を行った場合

返還すべき金額 (円)	30日延滞した場合の延滞利子 (円)	100日延滞した場合の延滞利子 (円)	365日延滞した場合の延滞利子 (円)	延滞利子が1,000円を超えるのに要する日数 (日)
5,000	0	0	0	1,552
10,000	0	0	0	822
20,000	0	0	0	457
30,000	0	0	1,100	335
50,000	0	0	1,800	238
100,000	0	0	3,700	146
200,000	0	1,300	7,400	73
300,000	0	2,000	11,200	49

※ 返還すべき奨学金の年額(最大値)のイメージ

公立高校のみ	20,000円 (貸与総額 40万円程度)
私立高校のみ	100,000円 (貸与総額 200万円程度)
私立大学のみ	200,000円 (貸与総額 400万円程度)
私立高校+私立大学	300,000円 (貸与総額 600万円程度)

所在不明等の特別な事情による返還猶予の取扱いについて（案）

1 趣旨

平成19・20年度返還分（平成15年度以前貸与分）の履行期限は、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則附則第2項の規定により、平成22年3月31日までとなっており、また、平成21年度返還分の履行期限は、基本的には平成22年9月30日までである。

これらの期限を過ぎると、滞納となり、免除や猶予の申請をすることができなくなるが、期限までに手続を行うことができなかつたことについて、借受者の責に帰することができない真にやむを得ない事情があると認められるときには、これらの返還期限を猶予することにより、猶予後の返還債務について免除の申請を受け付けるようにすべきと考えられる。

なお、免除の判定は、申請の時点において返還が困難と認められるかどうかを判断するものであるため、過去に遡及して免除判定することはできない。

[根拠規定]

- ・ 京都市地域改善対策奨学金貸与規則第12条第1項第3号
- ・ 京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第12条第1項第3号

2 対象者

- ① 所在不明者や長期不在者（海外に滞在していた者等）で、返還免除・猶予等の手続（自立促進援助金制度を廃止したため、奨学金は原則として返還していただかなければならなくなるが、申請により免除又は猶予を受けることができる場合があること）について説明を受けていない者
- ② その他、期限内に申請手続を行うことができなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められる者

3 返還を猶予する期間

やむを得ない理由が継続する期間は返還を猶予し、その後は、1年当たり少なくとも貸与総額の20分の1ずつを返還していく計画とする。

4 監理委員会への付議の手続

- 対象者①は、返還猶予の措置後に開催される会議で報告する。
- 対象者②は、随時、事前審査をいただいたうえで返還猶予の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。

第2回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告事項

返還事務の取組状況、返還免除基準、住民監査請求の結果等について事務局から報告を受け、了解された。

2 意見聴取

(1) 失業等により収入が減少したことによって奨学金の返還が困難となった者に対する対応について

以下のとおり事務局から説明を受け、承認することとされた。

ア 現状と課題

前年の収入によって返還免除の所得判定を行うため、免除申請をする時点で失業、営業不振等により無収入となっていたり、収入が大幅に減少したりしていても考慮されないことになっている。

そのため、借受者の実態に即した対応をとるために、返還猶予制度を適用する。

イ 対応

- ① 失業、営業不振等により、無収入となった場合、又は収入が大幅に減少した場合（※）、当該年の課税証明書が発行される時期（翌年6月）まで判定を保留し、当該年の課税証明書を確認したうえで、返還を1年間に限り猶予する。

※ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合とする。

（ア）奨学金の返還免除の申請をしても、免除基準（生活保護基準の1.5倍）に該当しないこと。

（イ）当該年における借受者（借受者が貸与時の父母と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしているときは借受者の属する世帯、借受者が規則第2条第3項各号のいずれにも該当するときは貸与時の父母）の収入の総額が、前年（事業所得の場合は過去3年間の平均）と比較して3分の2以下に減少し、免除基準（生活保護基準の1.5倍）以下となること。

- ② 収入が減少していれば、当該年の課税証明書には収入状況が反映されるので、翌年度に改めて免除申請を受ける。
- ③ 当該年の課税証明書の提出を受けて、返還免除基準を上回っていた場合は、猶予をせずに返還を求める。

(2) 奨学金の返還に応じていただけない場合の対応について

ア 今後の取組について

以下のとおり事務局から説明を受け、基本的な方向性として承認することとされた。また、できる限り滞納にならないように、更に丁寧な説明を行うよう、委員長から依頼された。

奨学金の返還に応じていただけない場合の今後の取組については、おおよそ以下のとおりである。

① 返還の履行期限まで

- 奨学金制度の見直しについて、お詫びとともに、制度変更、免除、猶予等について丁寧な説明を行い、借受者の理解が得られるよう努力する。

- 返還免除基準に該当しない借受者等に対し、納入通知書を順次発行しているが、できる限り自主的な返還がなされるよう今後も丁寧な相談・指導を行っていく。
- ② 返還の履行期限の経過後
 - 履行期限が経過しても返還金が納入されないときは、督促・催告を的確に行っていく必要があるが、同時に、できる限り自主的な返還がなされるよう誠意をもって相談・指導を行っていく。
 - その後も、粘り強く納入の相談・指導を行ったうえで、それでもなお資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じていただけない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、奨学金返還請求訴訟を提起することを検討する。
また、場合によって、民事調停や支払督促の手段を採ることも検討する。
いつ、どのような場合に、どのような手段をとっていくのかについては、具体的な事例に応じて、監理委員会の事前審査を行っていただく。
- ③ 最終的な法的措置
正当な理由なく返還に応じていただけないまま、本市が奨学金返還請求訴訟に勝訴し、判決が確定すれば、最終的には、給与の差押え等の強制執行を行うことも可能となる。

イ 延滞利子の取扱基準

以下のとおり事務局から説明を受け、「正当な理由」の取扱いについては、承認することとされた。「正当な理由」に該当するとして延滞利子を免除したときは、委員会に報告するよう、委員長から依頼された。

延滞利子の利率（年14.5%）については、引き下げる方向で見直すよう、委員会として意見が述べられた。次回の委員会で、事務局から見直し案を提案することとされた。

① 趣旨

正当な理由がなくて、貸与を受けた奨学金等を返還すべき期日までに返還しなかった借受者は、年率14.5パーセントの延滞利子を支払わなければならないこととなっている。

この「正当な理由」の取扱いを定める。

② 「正当な理由」の取扱い

「正当な理由」があるときとは、次の場合をいうものとする。

- 奨学金等の返還が著しく困難な場合（返還免除基準に該当する場合）において、滞納金を一括返還し、又は滞納金の返還を本市が承認した誓約どおりに履行した場合
- 所在不明等のため請求が届かないまま履行期限が経過した場合
- その他、借受者本人の責に帰することができない事由により延滞利子が生じる等、延滞利子を請求することが相当でないと判断できる場合

3 その他

次回の委員会は、平成22年6月を目途に開催し、取組状況の報告、延滞利子の利率の見直しの検討等を行うこととされた。

第 2 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

平成 22 年 2 月 2 日（火） 10：00～11：15

1 開会

【事務局】 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 2 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には早朝より大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。したがって、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願い致します。

また、前回の委員会の議事録につきましては、既に安保委員長に御了解いただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表させていただいております。本日お手元の資料にも、資料 7 として添付させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事進行につきましては、安保委員長によろしくお願ひしたいと存じます。安保委員長、よろしくお願ひ致します。

2 議事等

(1) 報告

○ 返還事務の取組状況について

【安保】 それでは、議事に入りたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひし

ます。

まず最初に、報告案件です。了解事項の確認及び奨学金返還の取組状況について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、失礼をお許しいただきまして、着席のまま御説明の方をさせていただきます。

まず、第1回監理委員会の了解事項等についてでございますけれども、第1回の監理委員会は平成21年7月6日に開催させていただきました、その際には、取組状況の報告を行うとともに、返還免除基準や履行期限の延長に関する取扱基準、所在不明者に係る取扱基準について御了解をいただいたところでございます。

念のため、再度確認をしておきたいというふうに思います。

資料1の方を御覧ください。

3の報告事項のところでございますけれども、返還免除基準につきましては、国の基準をそのまま適用したものでございまして、借受者等の前年の収入が生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額の1.5倍以下であれば免除できることとしているものでございます。

具体的には、面談によりまして、借受者等の御家庭の状況を十分にお聞かせいただいたうえで、実際の免除判定につきましては、住民票、課税証明書、各種手帳、証明書等、客観的な証明に基づき、行っているところでございます。

なお、昨年12月に生活保護基準の見直しがあり、母子家庭に対する加算が復活されております。昨年7月に追加された学習支援費とあわせて、現在は見直し後の基準で所得判定をしているところでございます。

資料2の方を御覧ください。

網かけをしている部分が免除基準に追加した部分でございます。見直し

前に、既に非免除決定となった方につきまして、当方で確認を致しましたところ、新基準で判定すると免除になるという方は、おられませんでした。今後、既に免除となった方以外の方に対して、この周知を図っていきたいというふうに考えております。

次に、4の意見聴取の（1）のところでございますが、履行期限の延長につきましては、今回の制度の見直しによって、多くの借受者にとっては、奨学金の返還を求められることが不測の事態であることから、今回、免除基準に該当しなかった方で、学校の卒業後、20年以内での返還が困難と認められる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定を適用して、返還を行うべきとした期間と同期間を限度として、履行期限の延長を認めるものでございます。

対象者につきましては、まず、前年所得が旧自立促進援助金支給基準を下回るものの、返還免除の対象とはならない方、また、2点目として、所得が旧基準を上回った場合であっても、学費や住宅ローンの支払いなど、個別の具体的な事情によって、奨学金の返還が困難であると認められる方につきましては、個別に事前に監理委員会の御意見をお聞きしたうえで、対象としているところでございます。現在のところ、1点目の例に該当するケースで延長を認めたケースは3件ございますが、2点目の例に該当するケースは今のところはございません。

次に、（2）の所在不明者に係る取扱基準でございますが、住民票の照会及び現地確認は必須とすること。それから、隣近所への聞き取りはプライバシーに配慮して、可能な範囲で行うこと。親族への聞き取りは、当該親族が奨学金貸与の事情を知る場合に限り、可能な範囲で行うこと。この3点の調査を行っても、所在が明らかとならなかったときには、3年以上継続すれば免除の対象とする。という内容で御了解をいただいております。

現在の所在不明者の状況等につきましては、後ほど御報告をさせていただきます。

次に、その後の取組状況と、今後のスケジュールについて、御報告をさせていただきます。

まず、取組状況でございますが、資料3の①の方を御覧ください。新体制になりましてから、5月1日から順次、奨学金の実際の申請者、これはほとんどが御両親でございますけれども、直接お会いをして、お詫びと制度改正の説明を行ってきております。

前回の監理委員会で御報告させていただいた数値、下の二つ目の表でございますが、6月末日現在で借受者1,404人のうち、980人、約7割の方と面談ができているという状況でございます。その後も継続して面談に努めて参りました結果、12月の末の時点で、借受者1,404名のうち、1,381名、98.4%の方に対して、直接お会いしたうえで、お詫びと制度改正の説明をさせていただいております。

一方で、必要な調査を行っても所在が判明しないという方が7名、所在調査を今実施しているところという方が3名、調査の結果、所在が判明したので、文書を手渡す予定の方が5名、所在不明等につきましては、合計15名ということでございます。前回の委員会時の55名からは大幅に減少をしてきております。

なお、所在不明の7名の方につきましては、今後も定期的に住民票の調査等を実施して参ります。

借受者1,404名から既に面談ができました1,381名、それと所在不明等の15名を引くと、8名ということになるわけですが、この8名は住民票もその場所にあつて、郵便物も到達をするのに、訪問してもいつも不在である。相手側からも何の連絡もないと。そういうケースが

8名ございます。

次に、②でございますけれども、7月からは全借受者を対象にして、新たに制度化した返還免除制度についての説明に取り組んでおりまして、12月の末時点では838名、約6割の方から免除申請の提出を受けております。この838名の中には、借りたものは返さなくてはならないと理解を示していただいている方もおられますけれども、制度変更については納得していないものの、返還免除制度については利用するという方が相当数含まれております。

面談の際には、丁寧な説明に心がけて、事前に収入状況等をお聞きする中で、収入が免除基準を超えていることが明らかな場合には、免除申請をされないという方が多くおられまして、申請された結果、非免除決定となった方は約30名でございます。

これらの取組と並行致しまして、10月からは返還免除とならなかった方などに対しまして、順次納入通知書を発行し、手渡し、郵送等により、おおむね行き渡った状況でございます。

こうした取組を進めていく中で、免除申請をされていない方のうち、制度変更を理解を示していただき、返還の意思を示していただいた方が75名おられまして、既に返還を開始していただいている方もおられます。

12月の末時点で、返還すべき額を一括返還された方が8名、月賦または年賦で返還を開始された方が20名でございます。逆に、返還、免除申請ともに拒否をされておられる方が42名おられるということでございますので、この方につきましては、今後とも粘り強く説明をしていきたいというふうに考えております。

次に③でございますが、これは12月末時点での免除判定の状況でございます。この表は高校奨学金、大学奨学金をそれぞれ1件、各年度ごとに

それぞれ1件としてカウントしておりますので、1,404名を超える数字になっているということでございます。

今年度の要対応件数といいますのは、総対応件数から、例えば、学校に在学中のため、猶予しているものですか、国の奨学金を借りておられて、既に免除されているもの等でございます。今年度は対応する必要がないというものを引いた件数でございます。

19・20年度返還分を例として御説明致しますと、1,417件の申請がございまして、免除をしたものが1,368件、これは要対応件数の65.5%でございます。非免除となったものは20件、同じく1%、12月末時点では、所得判定の途中で、決裁中というものが29件あったという数字でございます。

申請件数、免除率ともに19・20年度返還分と21年度以降返還分との間に差がございますが、これは経過措置として、19・20年度返還分は旧基準を適用しているためでありますので、19・20年度返還分のみ申請されるというケースもございます。

今後につきましては、免除とならなかった方に対しまして、履行期限が到来するまで引き続き返還についての協力を求めていくとともに、返還猶予・分納等の説明を丁寧に行い、できるだけ返還してもらいやすい条件を整えていきたいというふうに考えております。

取組状況等の報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

【安保】 ただいまの報告について、委員の皆様から御質問とかございませんでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川】 5ページの②のところなんですけれども、「今年度は手続不要」という部分のその具体的なケース、なぜ今年度か、その辺も含めて申し上げます。

【事務局】 高校の奨学金を借りておられて、まだ現在大学に在学中の方ですと、猶予の手続をもう既にされておられる方とかがおられます。

【長谷川】 そういうことですか。

【事務局】 それと、奨学金には2種類ございますので、国の奨学金と京都市の就学奨励金がございませけれども、国の奨学金の方ですと、返還初年度に免除判定を致しまして、それで免除になれば5年間免除になるわけですね。その期間がまだ今年度、その5年の間に入っているというような方、そういったケースの方が今年度は手続不要ということでございます。

【長谷川】 そういうことですか。わかりました。

【安保】 それでは、私の方から、前回の6月末時点からすると、面談済みの方が30%ぐらい増えられたということで、どうでしょうか、新たに30%の方に面談をされて、前は面談されたときの御意見とかを紹介いただいたんですけども、新たに面談された方の反応というかですね、御意見というのはどういうものなんでしょうか。

【事務局】 全体と致しましては、前日も報告させていただきましたとおり、制度については理解できるが、納得はできないと。厳しい言葉をいただく場合としては、「詐欺行為や。」というような御意見も未だにいただいております。

ただ、納得はしてないけれども、せっかくこういう免除制度があるのだから、それについては利用させてもらうというような方が多うございます。

それから、やはり後ほど、また御意見をいただくんですけども、この不景気の中で失業をしたというような形での御相談というのもいただいております。

【安保】 それと、非免除決定になられた方がいらっやいますね。この方については、非免除決定の決定通知を送られて、その後の反応というかですね、

そうすると、納付をいただくことになるんですけども、それはいかがでしょうか。

【事務局】 非免除になられた方につきましては、単に郵送ということではなくて、直接、持参をさせていただきまして、非免除になった理由、それから、今現在は非免除であったとしても、申請が可能な期間に、例えば家族構成が変わられたりとかした場合につきましては、また免除になる可能性もございますので、そのあたりも十分、説明をさせていただいております。その時点では、非免除となったことについては、一応納得をしていただいているという状況でございます。

【長谷川】 それと、もう1点、すみません。

【安保】 はい、長谷川委員、どうぞ。

【長谷川】 先ほど、8名の方がですね、住民票があり、郵便物は届き、訪問してもいらっしゃらないということですね。それは、単に戸が閉まっているだけか、そこにお住まいの形跡というか、そういうなんはどうなんですか。郵便物は届くということはやっぱりいらっしゃる。

【事務局】 そうですね。こちらも時間を変えて、曜日を変えて、場合によっては土日も含めて訪問はさせていただいております。

【長谷川】 そこまでされているんですね。時間変えたりして。

【事務局】 はい。そういう中で、例えば、新聞、郵便物が昨日あったのに今日はないとかね、そういうケースですとお住まいであろうと推測されるわけです。けれども、ただ、何回行かせていただいても御不在だというような状況です。

【長谷川】 いわゆる居留守みたいなんじゃないかですね。

【事務局】 中におられるのかどうかは別にして、電気はついているけども出てきてもらえないというケースはございます。

【長谷川】 そういうときもある。

【事務局】 あります。

【田多】 すみません、そのとき、隣近所にはちょっと尋ねられるとか、そういうこともされてますか。

【事務局】 その家に郵便物も届いてますので、恐らくそこにお住まいであろうという前提で行っておりますので、その場合は隣近所まで聞くということはありません。

【安保】 訪問をされるときは皆様がお仕事の時間とかも、いろんな時間帯の方がいらっしゃるので、時間をずらせたり、例えば、そんなに深夜ではない夜の時間帯とかにも行かれたりはしてるんですか。

【事務局】 そうですね。あまり遅い時間は行きませんが、夜、それから朝一番ということも含めて、休日もそうですね。

【安保】 この残りの8名の方は引き続き訪問等されて、面談できるように努力されるということなんですね。

【事務局】 はい、そうです。

【安保】 御質問は他にございませんでしょうか。

そしたら、前回の了解事項の確認と、それと奨学金返還事務の取組状況の報告はこれでよろしいということで、結構ですね。

【長谷川・田多】 はい。

○ 住民監査請求の結果について

【安保】 そうしましたら、次の報告案件で、住民監査請求の結果について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局の方から御報告をさせていただきます。
資料4の方を御覧いただけますでしょうか。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債務につきましては、委員の皆様も御承知のとおり、平成20年11月の市会において議決をいただいた条例に基づいて、平成21年の3月に履行期限が経過した平成19年度返還分の債務について、一括して免除の手続を行っております。

この返還免除につきまして、まず、市長が条例案を提案したこと、2点目に市会議員が条例案に賛成し、これを可決成立させたこと、3点目に、市長がこの条例を公布したこと、4点目に、文化市民局の担当部長がこの条例に基づいて免除決定をしたことに対しまして、返還免除は、市の財政を著しく損なうもので違法であるとして、返還免除を決定した職員、それから、条例案に賛成した市会議員、条例を提案・公布した市長に損害賠償を請求するなど必要な措置を講じること、これを求めた住民監査請求が平成21年9月18日付けで行われました。

この監査請求に対しまして、本市の監査委員は平成21年11月17日付けで請求棄却・一部却下との結果を公表しております。請求内容①の市長の条例提案行為、それから、②の市会議員の条例可決行為、③の市長の条例公布行為は、いずれも財務会計行為に当たらないとして却下をされております。

請求内容④の担当部長の免除決定行為につきましては、本条例の内容が著しく合理性を欠き、そのために財務会計行為の適正確保の見地から看過し得ない違法があるとは認められず、本条例の違法性を理由として、本件免除の決定の違法性を言う請求人の主張については理由がないとして、この方については棄却されております。

なお、住民訴訟が提起できる期間内に、訴訟提起がございましたため、今回は住民訴訟には至りませんでした。ただ、今後、また翌年度分以降につきましては、監査請求が提出される可能性は高いというふうに考え

ております。

以上でございます。

【安保】 ありがとうございます。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質問とかございませんでしょうか。

長谷川委員，どうぞ。

【長谷川】 財務会計行為の観点からということですね。具体的には，今，非常に財政厳しい中で，ということでこういう観点なんですか。財務会計行為というのは具体的には。

【事務局】 厳しい状況ということではなくてですね，一応，京都市の会計上の行為ではないといえますかね。予算執行を伴うという，そういう行為ではないということですので。

【長谷川】 わかりました。

【安保】 これは平成12年以前の返還時期を迎えた債務で，平成19年度分ということなんですけど，次，平成20年度分の監査請求ということで，何年なんですかね，平成12年度以前ですと，毎年毎年その行為があるわけですね。そうすると，もしかしたら毎年毎年，監査請求が出てくる可能性があるということですね。

【長谷川】 それは何年間ですか。その行為の最終は。

【事務局】 20年間で返還をするという制度になっておりますので。

【安保】 一番遅いのは平成12年度に返還始期を迎えた債務についてが，それから20年ですよ。

【事務局】 そうですね。

【事務局】 12年度に返還の始期を迎えておられるという方は，そこが1年目ですので，そこから20年ということですね。

【長谷川】 そういう意味では、平成32年まで続く可能性というたらおかしいですけども。

【事務局】 そうですね。

【長谷川】 その可能性はありますね。

【事務局】 はい。

【長谷川】 今回の分はこういう事情で棄却されたということですね。

【事務局】 そうですね、はい。

【安保】 この報告は監査委員の方の御判断なので、そういう監査請求の結果、請求棄却と一部却下になったということで、そういう報告でよろしいでしょうか。

そしたら、報告案件はもう以上でしょうか。

【事務局】 はい。

(2) 意見聴取

○ 失業等により収入が減少したことによって奨学金の返還が困難となった者に対する対応について

【安保】 では、次に、意見聴取の案件です。

まず、「失業等により収入が減少したことによって奨学金の返還が困難となった者に対する対応について」ということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から御説明させていただきます。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、百年に一度と言われる不景気の昨今、面談して状況を聞かせてもらっている中で、失業等によって収入が大幅に減少しているということを訴えてこられる方がおられます。

しかしながら、この奨学金の返還免除の所得判定に当たりましては、前年の収入によって判定をすることとしておりますため、現地点で失業等によって無収入となっていたり、収入が大幅に減少したりして、返還が困難になっているという場合でも考慮されないという形になっております。

そこで、こうした状況となっている借受者の方などを救済するための対応方針について、御意見をいただきたいというふうに考えております。

具体的には、2の対応（案）に記載のとおり、失業、営業不振等によって、無収入となった場合、または収入が大幅に減少しているという訴えがあった場合につきましては、前年ではなくて、当該年の課税証明書が発行される時期、これは6月なんですけれども、それまで判定を保留致しまして、当該年の課税証明書を確認したうえで、そういう状況が確認できれば、返還を1年間に限り猶予をするというものでございます。

失業、営業不振等によって無収入となった場合、または収入が大幅に減少している場合とは、次の2点に該当する場合としたいと考えております。まず、アですけれども、前年の収入が返還免除基準を上回っていること。イ、当該年における借受者等の所得判定対象者の収入総額が、給与所得者の場合には前年、事業所得等の場合は直近3年間の平均と比較をして、3分の2以下に減少して、かつその3分の2以下に減少したその額が返還免除基準以下となっているということにしたいと考えております。

以上に該当すると推定されるケースであれば、判定を6月まで保留をして、6月に発行される当該年の課税証明書を確認したうえで、今申し上げたア・イに該当していれば、規則及び要綱の第12条第1項第3号、資料5の裏面に記載させていただいておりますけれども、その他やむを得ない理由により、貸与を受けた奨学金等を返還することが著しく困難であると

認められるときには、返還を猶予できる。この規定を適用致しまして、一年間は返還を猶予して、翌年度に改めて、免除申請を提出することができるようにしたいと考えております。

この場合、翌年度に免除申請があれば、その時点から5年間の免除が可能ということになります。逆に、そういう訴えがあつて、6月まで保留をして、当該年の課税証明書を確認した時点で、条件に該当しなかったと。収入が減っていなかったという場合ですと、猶予については行わずに、履行期限、その9月末までで返還を求めていくということにしたいというふうに考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御意見、よろしくお願い致します。

【安保】 それでは、御意見とか御質問とかございませんでしょうか。

ややちょっと複雑なので、下に例を書いていたので、それで説明していただいた方が、もしかしたら誤解をしていたら困りますので。

【事務局】 わかりました。

そうしたら、下の表ですけれども、これは、毎年10万円を20年間にわたって返還をしていく場合を例にしております。一番上ですけれども、21年度、これは20年度の収入で免除判定をしますので、20年度については免除基準をオーバーする収入があったという場合ですと、21年度は返還をしていただいて、22年度に改めて免除申請をして、今年度の収入が減っていれば、その後、免除の可能性もあるというようなケースでございまして、①の当該年度というところにつきましては、その6月の当該年の収入が3分の2以下に減っておれば、これで1年間猶予をします。ですので、21年から40年にかけて返還をするというケースを22年から41年にかけて、1年間ずらすということでございます。これですらして、

次の22年度に免除申請をしていただければ、21年の収入は免除基準以下に下がっておりますので、その時点で免除申請していただければ、免除が可能になる。それで、5年間、22年から26年までの5年間を免除しようということでございます。

逆に、平成22年、来年度、基準を超過すれば、免除にならないと。収入が減っていなかったという場合につきましては、21年度分については、この平成22年9月末、22年度分については翌年の9月末に返還をお願いしていくというようになるということでございます。

確かに、非常にわかりにくいケースでございます。御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

【安保】 下の例を見て、少し納得ができたんですが、いかがでしょうか。

どうぞ、長谷川委員。

【長谷川】 6月のこの所得判定というのはわかるんです。9月にそれを決定されるんですね。

【事務局】 9月の末まで、その申請期間があるということです。

【長谷川】 6月に基準が決まりますよね、前年度の所得が。9月までの間にその申請期間があるということですか。

【事務局】 はい、そうですね。

免除申請ができる期間というのは、履行期限というのが10月の1日から翌年の9月の末までですので、その履行期限が到来するまでは免除申請ができることになっています。仮に、今、収入が減ったんだとおっしゃられても、その確認をとることができませんので、その次の6月まで、今申請があってもその判定については保留をしておくということになりますね。相談があれば、6月のそのときまでちょっと申請は待ってくださいという形にして、6月の課税証明書を見たうえで、所得判定をしようということ

です。

【田多】 すみません、②の来年度は基準以下になった場合、5年間免除というんですけど、その5年という根拠というのがあるんでしょうか。

【事務局】 総額の4分の1までしか免除できないことになっておりますので、20年で返還されるということから、4分の1の5年間いっぱいまで免除をしまおうという考えでございます。

【田多】 その猶予した分に対しては、1年ちょっと延びるけどもということですよ。

【事務局】 そうです。

【田多】 猶予の分は免除されずに、1年間延びて、そして出していただいたときに免除の基準に当てはまっていれば、そのとき通常と同じように5年間免除する。

【事務局】 免除です。

【安保】 これ、保留にさせていただくには、相談をしたりですね、一応免除申請をしたりする必要があるんですかね。その判定を保留にさせていただくためには、どういう手続をすればよろしいんでしょうか。

【事務局】 一つは、申請期限が9月末までございますので、面談をしていく中で、こういうケースの訴えがあった場合、相談があった場合につきましては、まず申請を待つていただくというのが一つの方法です。その場合に、返還するのは月賦、年賦、半年賦ございますけども、年賦を選択していただければ、9月の末までにお支払いいただければいいわけですから、申請をお待ちいただくというのが一つです。そのケースが非常に多いと思われまうけれども。

【安保】 そうすると、やっぱり市との間で一応、面談とかですね、そういう御相談いただくことが必要になってくるわけですね。

【事務局】 はい、そうです。

【安保】 そうすると、もし新たな対応として確認された場合は、申請対象者っていうかね、そういう方にはきちっと広報をされるんですか。

【事務局】 はい、今現在、免除になられた方につきましては、次回の免除判定のときでいいかとは思いますが、それ以外の方につきましては、全員に周知をしていきたいと考えております。

【安保】 長谷川委員、収入が大幅に減少した場合ということで、3分の2以下というふうな基準にした、その基準としてはいかがでしょうか。

【長谷川】 そうですね。3分の2とか、2分の1とか、いろいろあるかとは思いますが、これを一律に3分の2というのがね、どうなんだろうかね。そういう意味で言うと、妥当な範囲は範囲かなと思うんですけども、これがベストかどうかというのは、何とも言えませんね。この3分の2という基準がね。

【安保】 大幅に減少した場合の大幅というのがあまりにも裁量の余地が広過ぎると、やっぱりいろいろと問題があるかなというふうにも思いますので。

【長谷川】 だから、例えば2分の1とかね。

【安保】 いろんな基準はあると思うんですけど、どのぐらいにするかというところがあると思うんですけど、ただ、生活保護基準の1.5倍、その前後の収入の方で、該当する方ということになってくると思うので、そうすると、その収入総額が大体予想されるところで、そうするとその3分の2になってしまうと、生活状態、かなり困難が伴うのではないかなというふうには想像はできるかなとは思いますが。

【長谷川】 想像はできますね。その辺の方やったら、そうかもしれませんが、普通、会計的ないろいろな部分で大体5割の基準がありますのでね。生活レベルを考えると3分の2も許容かなと思いますが、一般的に言うたら5割ぐら

いかなと思うんですけどね。生活保護の方やったら、ぎりぎりの方やったら、3分の2で許容、許容という言葉があっただろうか知りませんが、いかなと思うんですね。一般的な部分で言うたら2分の1ぐらいやと思うんですけどね。一般的な部分で言えばね。

【安保】 田多委員，いかがですか。

【田多】 3分の1なくなるわけですからね。

【安保】 大体，対象とするところが，その免除基準，生活保護基準の1.5倍前後のところからの問題ですので，そうすると，通常のその会計原則でより著しくだと，ちょっと2分の1だとね，生活はかなり困窮，ものすごく困窮する状態にならないとということになりますので。

【長谷川】 そういう意味で，3分の2でね，僕，結論的には妥当だとは思いますが，一般的には2分の1かなという，そういうことで申し上げてるんで，この場合は3分の2で結構だと思います。

【安保】 そしたら，大幅に減少という，一応基準としては3分の2ということで，それについては異存がないということによろしいでしょうか。

【長谷川】 はい。

【安保】 他に御意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら，この案件に関しては，委員会として承認するということによろしいでしょうか。

【長谷川・田多】 そうですね。はい。

【安保】 では，承認するという事に致します。

○ 奨学金の返還に応じていただけない場合の対応について

【安保】 そうしましたら，続いて，次の案件ですけども，「奨学金の返還に応じ

ていただけない場合の対応について」ということで、その取組について、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から御説明させていただきます。

資料6の方を御覧いただけますでしょうか。

返還に応じていただけない方に対する対応の基本的な方向性につきまして、事務局の案を御説明させていただきます。

まず、奨学金返還の債権の性格についてでございますけれども、この債権は私債権でございますので、市税等の公租公課とは異なってまして、滞納の事実だけをもって、例えば給与の差し押さえをすとか、そうした強制執行ということはできないものでございます。そのために、まず、債権債務関係を確定させる必要がございます。そのためには奨学金返還請求訴訟を提起して、本市が勝訴するという必要がございます。

なお、訴訟提起のかわりに民事調停ですとか、支払督促という手続をとることも考えられます。その前提に立ちまして、今後のおおよその取組の見通しについて御説明をさせていただきます。

まず、1の(1)でございますけれども、今年度につきましては、履行期限は19・20年度返還分がこの22年3月31日、21年度返還分については9月30日でございますので、まだ滞納は発生していないという状況でございます。

したがいまして、引き続き、お詫び、それから制度変更、免除、猶予等につきまして、丁寧な説明を行って、借受者の理解が得られるように努めていきたいと考えております。

次に(2)でございますけれども、来年度からは、順次履行期限が到来して、滞納が生じる可能性が出て参ります。滞納が生じた借受者等に対しましては、督促ですとか、催告、これは行っていく必要があるんですが、

同時にできる限り自主的に返還してもらえよう、誠意ある対応をしていく必要があると考えております。

その後も、粘り強く面談を行っていくわけですが、それでもなかなか返還に応じてもらえないという場合は、一方でその制度変更を理解を示していただいて、返還に応じていただいている方もおられるわけですから、その公平性を確保する観点から、資力があるにもかかわらず、正当な理由なく返還に応じてもらえない方に対しましては、一定の時期には法的措置につきましても、検討していかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

この日程の時期をいつにするのかですとか、どのような方法をとっていくのか等につきましては、またその時期に具体的事例に応じて、監理委員会の御意見をお聞きしたいというふうに考えております。

なお、1件の価格が50万円を超える訴訟を提起する場合には、市会の議決が必要ということになっております。

次に、(3)ですけれども、この最終段階と致しまして、これは勝訴判決を前提としているわけですが、その判決確定後に初めて給与の差し押さえなどの強制執行が可能というふうになっております。

なお、この法的措置の実施の是非、それから時期、手法等につきましては、しかるべきときに監理委員会の御意見をお聞きしたいと考えております。基本的な方向性について、御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

【安保】 では、現段階ではまだ履行期限が来ておりませんので、具体的に履行するという形ではなくてですね、基本的な方向性としての確認を願いたいとのことですが、長谷川委員、いかがでしょうか。

【長谷川】 そうですね。今、ここに述べられてますように、公平性の部分が重視さ

れると思いますので、何らかの措置が必要かなと思いますので、法的な措置、支払督促は、場合によってはということで、そういうこともやむを得ないなというふうには、私は思いますがね。資力ある方が前提ですんでね。そうですね。

【事務局】 はい。

【安保】 田多委員，いかがですか。

【田多】 誠意ある対応というんでしょうか。お願いというんでしょうか。氷が溶けていくように、何回も何回も。払っておられる方もいらっしゃいますし、誠意を持ってお話をし、それでもだめならもうそういう訴訟なんかも必要であると思いますけれども、まず、話し合いをしていただきたいなと思います。もうしておられると思いますけど。これからも。

【安保】 できる限り猶予の制度とかを利用していただいて、返還できる形でそういう御説明も含めて、市の方には対応していただきたいと、委員会としてのお願いですが。ただ、それでも返還していただけない場合は、通常の方法でやっていかれる。ただ、どういう方法を選ぶかとか、いつの時期にされるかとかいうのは、また委員会に諮っていただくということですので、その時期がいつにするかというのはありますけども、ただ、平成19年度・20年度については、今年の3月末ですので、3月末にどの程度の方が納付していただけるのか、それからその後、説得をされてどういう状況なのかっていうのは、次回、委員会のときには御報告いただいて、またそのときに、その報告を踏まえたうえで、また事務局の方で今後の見通し等についても、また説明をいただくということによろしいでしょうか。

【事務局】 ただいま御指摘いただきましたように、この制度のこれまでの経過等を踏まえますと、機械的に期限が過ぎたからすぐ督促とかそういう段階に進むということではなしに、田多委員さんからもありましたようにですね、

粘り強く御理解を求めていくという、こういう作業が当然必要となって参ります。

それとあわせてですね、あくまでも資力があるにもかかわらず、正当な理由がないという、そういうケースが該当するかと思いますので、その辺につきまして、この委員会の中で御議論をいただきたいと、その御判断をもとに対応していきたいというふうに考えております。

【安保】 資力があって、正当な理由がない人もやっぱり、今の返還をいただくということについての理解がなかなかいただけないというところもあるのかもしれませんので、さらに丁寧に御説明の方をお願いします。

そうしましたら、この案件に関しては、今の説明いただいた基本的な方向で御承認いただくということによろしいでしょうか。

【長谷川・田多】 結構です。

【安保】 そしたら、委員会として、この基本的方向性として、承認することと致します。

そうしましたら、次は、「延滞利子の取扱基準」ということで、事務局の方から御説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から引き続いて説明させていただきます。

今の資料6の裏面でございますけれども、延滞利子の取扱いについてでございます。

現在、京都市奨学金の貸与規則、それから就学奨励金の貸与要綱のそれぞれ第13条第1項では、「正当な理由がなく、期日までに返還しなかった場合は、年14.5%の延滞利子を支払わなければならない」ということになってございます。

今回の制度の見直しによりまして、奨学金の返還を求められることが不測の事態ではありますけれども、規則で延滞利子を支払わなければならな

いことが明記されていることですか、期日までに返還された方との公平性を確保する観点から見た場合には、やはり「正当な理由」がないという場合には、延滞利子を請求することはやむを得ないものと考えております。

この「正当な理由」の取扱いについて、御意見をいただきたいということでございますが、(2)の方に記載をしておりますとおり、「正当な理由」があるときとは、この3点を考えております。

1点目ですが、1点目は、返還金が滞納となったけれども、奨学金等の返還が困難と認められる場合。具体的には、当該年の所得が返還免除基準に該当している場合。前年度は該当しなかったため、滞納が発生してしまったけれども、今年度で見たら該当しているという場合で、その滞納金を一括返還されたりとか、もしくは、その返還を誓約どおりに履行された場合につきましては、延滞金の請求についてはしないというのが1点目でございます。

2点目につきましては、所在不明などで、その請求が届かないまま履行期限が過ぎたという場合がございます。

3点目と致しましては、その他、本人に責任がない場合などということもございます。そのことによって延滞利子を請求することが適当でない場合。これは例えば、例としてはまれかとは思いますが、京都市は御両親とこれまで折衝、御説明をしてきておりました。その御両親と話した結果、滞納になってしまっているという状況のときに、御本人が滞納になっているということを知らないというケースで、御本人が返還を申し出てきたときなど、こういった場合なんかにつきましては、延滞利子を請求することは適当ではないのかなというふうに考えております。

この3点に該当する場合については、正当な理由があるというふうにしていきたいというふうに考えているわけでございます。

なお、失業等によって収入が減少した場合の取扱いの説明のときにもお話を致しましたけれども、規則、要綱に、災害・疾病等やむを得ない理由により返還が困難な場合は、返還の猶予を受けられるということがございます。この猶予期間中については、当然、延滞利子は発生しないということになります。やはり、延滞利子はやむを得ないのかなというような案になってございます。

事務局からの説明については、以上でございます。よろしくお願い致します。

【安保】 この件に対して、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

【長谷川】 この「正当な理由」のこの次の場合というふうに言われてますけども、これは一種の例示列挙というような感じで解釈したらいいんでしょうかね。

【事務局】 はい、そうですね。1点目、2点目につきましては、限定されると思います。3点目につきましては、いろんなケースがあるかと思います。今申し上げた、本人が滞納だということを知らなかった場合というのは、あくまで一つの例でございまして。

【長谷川】 ということは、ケース・バイ・ケースで判定する必要があるというふうに解釈したらいいんですね。

【事務局】 はい。

【安保】 田多委員、いかがですか。

【田多】 所在不明のときに、この所在不明は何年間とかそういうのはないんでしょうか。何年間所在不明とか。

【事務局】 履行期限が経過をしてしまった場合ですね。納入通知書等を相手に渡すことができなかつたままで、所在不明で履行期限が過ぎてしまった。その後で所在がわかった場合につきましては、その方に請求してないわけです。

から、その分の延滞利子は請求できないのではないかと、こういう考えで
ございます。

【田多】 はい、わかりました。

【安保】 そうすると、先ほどの取組状況の報告の中で、7名の方が所在不明で、
まだ御説明ができていないという方がありました。その方がもしこのまま
ずっと届かなければ、その方に対しては、この延滞利子につかないという
こと、そういう理解したらよろしいですね。

【事務局】 そうです。

【安保】 この正当な理由の最初の1番目なんですけれども、結局、これはその滞
納金を一括して返済していただいたり、市との間で、分割返済か何かの約
束をしていただいて、その約束どおり支払って、結局完済していただいた
場合ということですかね。

【事務局】 はい、そうです。

【安保】 もとの返済すべきものを完済していただいたら、延滞利息は生じない
ということで、もし仮に一部は返済されたけれども、やっぱりそのとおりに完
済していただければ、もとの利息が発生するということになるんでし
ょうか。

【事務局】 はい。

【安保】 その正当な理由というのは、通常理解のところを明文化していただく
ということで、例を挙げていただいて、多分、その他のところも、上の二
つの例と大体同等かどうかというところで、結局判断することになるとい
うことで理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【長谷川】 ちょっと観点が違うんですけどね、14.5%の延滞の利子ですね、こ
の率、これでいいのかなというふうなことを、私は疑問に思うんですけど

も、こういうふうにはですね、貸与規則でね、こうなっているからということ
とで言われたらもうそれまでなんですけども、例えば、金利もいろいろ変動
もしますし、相続税の延納の利子税についてもですね、その時代時代に
応じて、4.8が4.2になり、今3.6ですかね、ちょっと性格が違う
のであれですけどね、決まってるものにもあれなんですけども、こ
の利子の率、払う人に対して14.5%の延滞利子の適正性、今日の議論
とは違いますけどね、これは、僕、少し高いのかなというふうな、もう少し
弾力的に見直すべきかなと思います。こういうことは、規則で決まっ
てるんですから、仕方ないかもしれませんが、これは感想ですけどね。

【安保】 正当理由のところを判断するについては、利息との関係も多少は影響す
るところがありますので、長谷川委員としては、今のいろんな利息等を考
えると、14.5%は高いのではないかという御意見ですね。

【長谷川】 そうです。

【安保】 前回、御説明いただいたんですけど、大体、公立の高校の場合に年間い
くらとか、私立の大学も含めたときは、年間、大体いくらになるという、
何か御説明がありましたけど、一番多い方でどのぐらいなんでしょうかね。

【事務局】 高校も大学も私立へ行かれた方ですと、600万円ぐらいになりますね。

【安保】 600万円ぐらい。総額ですね。そうすると。

【事務局】 年30万。

【安保】 30万。

【事務局】 はい。

【安保】 規則的には違反してはいないんですけども、ただ、他の公定歩合とかに
比べたらいかがでしょうか。

【田多】 高いんですかね。

【長谷川】 ような気がするんですけどね。

【田多】 柔軟に見直すとかできひんですかね。何年間に一度見直しをするとか、
そういうことはできないんでしょうか。

【安保】 これは規則で定められてるんですね。

【事務局】 はい。

【安保】 実態等見てですね、今の社会の情勢とかを見るべきでは。この規則とい
うのは、いつ制定の規則でしたっけ。

【事務局】 昭和57年当時にできた規則です。

【安保】 昭和57年当時の規則が今の社会で、いろんな経済事情からして、妥当
なのかどうかというのはあるかと思imasので、委員会の意見というか、
要望としてですね、事務局に対して検討をお願いしたいんですが。

【長谷川】 私はそう思うんですけど。

【安保】 そうしましたら、正当理由は正当理由として判断していただいて、それ
で延滞利息の点については、委員会として意見をお二人の委員が述べたと
いうことです。

そうしましたら、お二人の意見がそういう御意見なので、例えば、他の
自治体の利息等とか、あまりにも古い規定と比較するというのは、ちょっ
とまた合理性がないので、最近見直されたところがあるかどうかとか、そ
れから他の延滞利息等もちょっとお調べいただいて、事務局の方で、でき
たら検討いただきたいということで、そういう意見でよろしいでしょうか。

【事務局】 事前に、こちらで今わかってる範囲ですけれども、大体10%ぐらいに
設定されているところが自治体では多いですね。すべてを調べたわけでは
ございませんけれども。そういう意味では、14.5%というのは高いの
かもわかりません。

それとですね、もともと設定したのが昭和57年ということで、それ以
降、相当な年数もたっておりますし、社会経済状況の変化も非常に大きい

ものがございますので、そういった部分も考慮に入れてですね、少しこの数字については検討していきたいというふうに思っております。

【安保】 利息は社会の経済状況等と、それと返していただくについて、きちんと返済された方と、返済されてない方のやっぱりそのバランスとかも含めて、定めるもんだというふうに思いますし、でもあまりにも高過ぎると借りられる方がかえって返す意欲もなくなるころもありますので。そうしましたら、今、事務局の方から他の自治体等で調べたところ、10%ぐらいということ調べていただいているところもありますけども、これについてはもう少し議論を、事務局の方でもですね、もう少しお調べいただいて、そのうえで、私たちの考え方としては、ちょっと高過ぎるんじゃないかというふうな考え方を持っていますので、次回るときにですね、お調べいただいた点について、また報告いただくか、それかそのときの提案という形でいただくか、その辺は事務局の方で持ち帰っていただけますでしょうか。

そうしましたら、今日の議題は正当な理由の取扱いでして、その事務局の提案の正当な理由の例の列举について、社会の通念からしてですね、このこれでいいかということなんですけれども、いかがでしょうか。

【長谷川】 そうですね。例示列举ということですので、結構だと思います。

【事務局】 ちょっとよろしいでしょうか、すみません。

先ほどちょっと説明不足の分が一部ございましたので、1点目のところですけども、滞納金を一括返還すれば、免除にしたいということですけども、どの時期でもいいのかと言われると、そうではないということで、その部分がちょっと抜けています。例えば、5年後にまとめて払ったらそれでもいいのかということにはならないというふうに考えておりますので、おおむね、そうですね、次の滞納が発生するまでとか、そういった感じで考えていただきたいというふうに思います。

【安保】 そうすると、分割して、誓約どおりに履行された場合というのは、次の履行期ぐらいいまでに分割をしていただくという形で考えられてるということでしょうか。

【事務局】 そうですね。基本、原則的にはそうだと思いますけども、例えば、昨年度の分は滞納になりました。でもその次には免除になりましたという方は、5年間免除期間がございますので、例えばそういうケースでしたら、もう少し長めというのも可能かというふうに考えます。それは、その状況に応じて、お支払いいただくというのが大前提ですので、常識の範囲内で区切るというようなことを考えておりますけれども。

【安保】 そうしましたら、この利子の問題と正当な理由というところは分けて考えることができると思いますので、正当な理由に関しては、今回のこの取扱いの案で承認していただくということでしょうか。

そうしましたら、将来ですね、こういう延滞利息が発生するような事例がないことが一番いいことなんですけども、もしそういう場合が生じたときにですね、正当な理由に該当するとして、延滞利息に関しては、結局免除された例がありましたら、この委員会に御報告いただいて、こういう例でこういうふうに免除致しましたというふうな御報告の方をしていただくということで、お願いできますでしょうか。

【事務局】 はい、わかりました。

【安保】 そしたら、正当な理由の取扱いのこの案に関しては、それで承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

そしたら、あと、延滞利息に関しては、その14.5%については、委員会としてはちょっと高いというふうに思いますので、事務局の方で見直しの方をしていただく、そういう意見でよろしいですか。

【長谷川・田多】 はい、結構です。

【安保】 そうでしたら、これで、今回の案件としては、事務局の方から以上でよろしいでしょうか。

(3) その他

【安保】 そうでしたら、事務局の方からは以上だそうですが、他に長谷川委員、それから田多委員、何かございますでしょうか。

【長谷川】 そうですね。ずっと努力されてるということで、非常に敬意を表しますが、引き続きですね、努力してもらおうということで。

【事務局】 はい。

【安保】 事務局の体制としては、前回、体制を御説明していただきましたけども、来年度も同じ体制で、今後も臨まれるんですか。それはわからないですか。

【事務局】 今年度はですね、事務の取っかかりというか、最初ですし、対象者数も1,404人ということなんですが、先ほど御説明致しましたように、既に免除になった方とかもいらっしゃいます。それで、今後そういう意味で接触する回数とかが、今年度よりは若干減るというふうには思っておりますので、それに見合った体制になるかなというふうに考えております。

【安保】 わかりました。他にございませんでしょうか。

そしたら、委員の方からはございませんので、事務局の方からは何かございますでしょうか。

【事務局】 本当に長時間、熱心に御協議いただきまして、ありがとうございます。御意見いただきました、今後も丁寧に返還事務を進めていくこと、それとあわせて、御提案いただきました延滞利子の規定の見直し案ですね、これにつきましては、検討のうえ、次回の委員会で御提案させていただきたいというふうに思っております。

それと、今回の会議の議事録につきましても、できるだけ早く事務局で

案を作成致しまして、委員長に御確認いただいたうえで、公表させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

なお、次回以降の委員会の日程でございますが、今後の事務の進捗状況等につきまして、平成22年度の6月ごろを目途にですね、平成21年度の取組状況の報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど申し上げました延滞利子の規定見直しですね、そういったことも御提案させていただけたらというふうにも思っております。

また、個別の御相談させていただきたい案件が出て参りましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【安保】 ありがとうございます。

そうしますと、今回は平成22年の6月ということで、3月末の履行期の後になりますので、3月末の履行期までですね、ぜひ努力をいただいて、次回の委員会のときには、あまりその履行期を過ぎたという方がですね、あまりいらっしゃらないように、誠実に対応していただきたいというふうに思います。

では、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回の会議を終了致します。